特別養護老人ホーム　エリム
指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

短期入所生活介護（栃木県指定第０９７２６００１３４号）

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明致します。

※　当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援１・２」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

《目　次》

１．事業者

２．事業所の概要

３．職員の配置状況

４．契約締結からサービス提供までの流れ

５．サービス提供における事業者の義務

６．当事業所が提供するサービスと利用料金

７．苦情受付について

８．事故発生時の対応

９．損害賠償について

１０．身体の拘束について

１１．虐待の防止について

１２．衛生管理について

１３．業務継続計画の策定について

１４．施設利用の留意事項

１５．個人情報の利用目的

１．事業者

（１）法　人　名　　社会福祉法人　慈愛会

（２）法人所在地　　栃木県さくら市鍛冶ケ澤５７番地１

（３）電 話 番 号　　０２８－６８１－１２１１

（４）代表者氏名　　理事長　高　塩　文　也

（５）設立年月日　　平成７年１２月２０日

２．事業所の概要

（１）事 業 所 の 種 類　　指定短期入所生活介護事業所
平成１２年２月１日指定
栃木県指定第０９７２６００１３４号

※　当事業所は特別養護老人ホーム　エリムに併設されています

（２）事 業 所 の 目 的　　（ア）介　　護
要介護状態になっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びにその家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。
（イ）介護予防
要支援状態になっても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

（３）事 業 所 の 名 称　　特別養護老人ホーム　エリム

（４）事業所の所在地　　栃木県さくら市鍛冶ケ澤５７番地１

（５）電　話　番　号　　０２８－６８１－１２１１

（６）管 理 者 氏 名　　施設長　高　塩　文　也

（７）運　営　方　針　　個々の利用者のニーズに合わせ、適切なサービスを提供し、事業所の目的である可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援していく。

（８）開 設 年 月 日　　短期入所生活介護　　平成９年１月１７日

（９）営業日及び営業時間

営　　業　　日	年　中　無　休
受　付　時　間	随　　時
サービス提供時間帯	２　４　時　間
通常の サービス実施地域	さくら市・高根沢町・矢板市・塩谷町 宇都宮市・那須烏山市

（10）利　用　定　員

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護　　８名

（11）居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、４人部屋です。
ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室　数	備　考
個室(1人部屋)	０室	
２　人　部　屋	０室	
４　人　部　屋	２室	
合　計	２室	
食　堂	１室	
機能訓練室	１室	
浴　室	１室	特殊浴槽・一般浴槽 ・家庭浴槽
医　務　室	１室	

※　この他、談話コーナー、給湯室、調理室、静養室等を設置しております。
※　居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やその家族等との協議の上決定するものとします。

※　当施設内の施設・設備等の共用部分において、別途料金が必要になるものはありません。

（12）併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

事業内容	事業所名称	指定年月日	指定番号
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム エリム	平成12年1月31日	栃木県指定 第0972600134
通所介護	デイサービスセンター エリム	平成12年1月31日	栃木県指定 第0972600175
居宅介護支援事業	居宅介護支援事業所 エリム	平成11年10月１日	栃木県指定 第0972600068

（13）施設の周辺環境

当施設では、さくら市東部に位置し、四方を小高い山に囲まれ、春の緑から秋の紅葉へと四季折々に見せる表情は美しく、心和ませる緑に囲まれた自然豊かな環境の中にあります。交通機関は、JR氏家駅から喜連川方面行きに乗車し、根本入り口で下車、徒歩１５分です。JR氏家駅からタクシーにて約１０分のところにあります。

３．職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護を提供する職員として、以下の職員を配置しています。

＜職員の配置状況＞ ※職員の配置状況については、指定基準を遵守しています。

職　種	職員数	内容及び配置人員
施　設　長	１名	管理運営を統括し、職員を指揮監督する。
事　務　長	１名	事務の統括、職員を指導監督する。
生活相談員	１名以上	ご契約者の日常生活の相談に応じ、生活支援を行います。
看　護　職　員	３名以上	主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護も行います。
機能訓練指導員	１名以上	ご契約者に対して、機能訓練の指導を行います。 看護職員と兼務しております。
介護支援専門員	１名以上	ご契約者に係る施設サービス計画を作成します。 １名以上の介護支援専門員を配置しております。
介　護　職　員	２０名以上	ご契約者の日常生活上の介護並びに健康維持のための相談・助言等を行います。3名の利用者に対して1名以上の介護職員を配置しています。
栄　養　士	１名以上	献立作成、栄養量計算、給食記録、調理員の指導等の給食業務全般及び栄養ケア計画を作成します。
調　理　員	３名以上	給食調理を行います。
事　務　員	１名以上	庶務、会計その他の事務に従事します。
医　　師	１名	ご契約者に対して、健康管理及び療養上の指導を行います。 １名の医師を配置しております。（但し非常勤）

《主な職員の勤務体制》

職　　種	勤　務　体　制
１．医師	毎週火・金曜日　１３：００～１４：００
２．看護職員	早　番　　８：００～１７：００ 遅　番　　９：３０～１８：３０
３．介護職員	早　番　　６：３０～１５：３０ 日　勤　　１０：００～１９：００ 遅　番　　１２：５５～ ２１：５５ 夜　勤　　２１：４５～翌６：４５
４．機能訓練指導員	看護職員と兼務

４．契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、利用時作成する「短期入所生活介護サービス計画及び介護予防短期入所生活介護サービス計画（ケアプラン）」に定めます。「短期入所生活介護サービス計画及び介護予防短期入所生活介護サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第2条参照)

①当事業者の生活相談員に「短期入所生活介護サービス計画及び介護予防短期入所生活介護サービス計画（ケアプラン）」の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。（在宅の介護支援専門員及びご契約者・家族等によるサービス担当者会議の実施、自宅に訪問事前調査等）

↓

②その担当者は「短期入所生活介護サービス計画及び介護予防短期入所生活介護サービス計画（ケアプラン）」の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

↓

③「短期入所生活介護サービス計画及び介護予防短期入所生活介護サービス計画（ケアプラン）」は、１２ヵ月に１回、もしくは在宅の介護支援専門員及びご契約者とその家族の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要がある場合には、在宅の介護支援専門員及びご契約者とその家族等と協議して通所援助計画を変更します。

↓

④「短期入所生活介護サービス計画及び介護予防短期入所生活介護サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

５．サービス提供における事業者の義務（契約書第９条第８条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
③ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、２年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付致します。
④ご契約者に対する身体拘束その他の行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者又は他利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
⑤事業者及びサービス従事者又はサービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

６．　当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所が提供するサービスについて、

（１）　利用料金が介護保険から給付される場合 （２）　利用料金の全額をご契約者にご負担いただく場合

があります。

（１）介護保険または介護予防の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き、通常９割が介護保険から給付されます。

＜サービスの概要＞

①　居室の提供

②　食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床してホールにて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食　７：３０～　　昼食　１２：００～　　夕食　１８：００～

③　入浴

健康状態・身体状況を考慮した上で、入浴又は清拭を一人当たり週３回行います。

寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④　排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤　機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥　健康管理

医師や看護職員を配置し、健康管理を行います。

⑦　その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

（２）介護保険及び介護予防の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

＜サービスの内容と利用料金＞

① 特別な食事
ご契約者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。
利用料金：要した費用の実費

② 理髪(理髪サービス)
2ヶ月に1回の理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。
利用料金：１回あたり２,０００円

③ レクリエーション・クラブ活動
ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動を実施します。
利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③　日常生活上の必要となる諸費用実費
日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担していただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。
おむつ代は介護保険給付及び介護予防給付対象にとなっていますのでご負担は必要ありません。

⑤ 送迎費用について
営業地域内：　介護保険の一部負担でご利用いただけます。
営業地域外：　通常の事業の実施地域を超えてから１キロメートル当たりの送迎（片道ごと）利用料金：　２０円

⑥ ご契約者は、サービスについての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。
利用料金：１枚１０円

※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当額に変更することがあります。

＜サービス利用料金（１日あたり）＞
別紙利用料金表によって、ご契約者の要支援１・２要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）と滞在費と食事に係る標準自己負担額の合計金額をお支払い下さい。
（サービス利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

※ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。（予防対象者を除く）
※ 介護保険からの給付に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
※ 世帯全員が市町村民税非課税の方(市町村民税世帯非課税者)や生活保護を受けておられる方の場合は、短期入所生活介護の滞在費・食費の負担が軽減されます。負担限度

額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

（３）利用料金のお支払い方法

サービス終了時に、その都度お支払い下さい。

（４）利用の中止、変更、追加

○ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者に申し出て下さい。

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により ご契約者の希望する期間にサービスが提供できない場合、他の利用可能期間または日時をご契約者に提示して協議いたします。

○ ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、既に実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

７．苦情受付について

（１）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情相談窓口（担当者）

職名：生活相談員　　大　澤　敏　行

○ 受付時間　毎週月～金曜日　　８時３０分 ～ １７時３０分

（２）苦情処理の体制

申出人　→　苦情受付担当者　→　苦情解決責任者　→　保険者への報告

↓

第三者委員

苦情受付担当者は、ご契約者からの相談受付に際し、次の事項を書面に記録し、その内容について申し出人に確認する。

ア　苦情の内容
イ　苦情申し出人の希望等
ウ　第三者委員への報告の要否
エ　苦情申し出人と苦情解決責任者の話し合いへの第三者委員の助言、立会いの要否

（３）行政機関その他苦情受付機関

居住地域の介護保険担当課	電話番号 受付時間　介護保険担当課あて直接
国民健康保険団体連合会	所在地　宇都宮市本町１２－１ 電話番号　０２８－６４３－２２２０ 受付時間　午前９より午後５時まで

８．事故発生時の対応

「事故が発生した場合は下記要領にて素早く対応」

当事者①　⇔　現場責任者②　⇔　管理者③　⇔　市町村へ報告
↓
看護職員　↓→　利用者ご家族
↓
↓　さくら市警察署
→→　氏家消防署
協力病院

（１）事故当初の対応方法

当事者①の対応方法

【１】利用者が事故により、身体に障害が発生している場合は、治療・生命維持のため可能な限りの応急処置をとる。

【２】速やかに現場責任者②・看護職員への報告し、指示を得るとともに、他スタッフと協力し最善の処置をとる。

【３】事故の程度に応じて、協力病院と連携し、応急処置をとる。

現場責任者②の対応方法

【１】利用者の家族へ連絡し、速やかに事実を伝える。

【２】事故状況を正確に把握し、事故の概要をできるだけ迅速に事故報告書に記載する。

【３】管理者に速やかに報告する。

管理者

【１】事故の程度・状況に応じて関係機関へ連絡をする。

９．損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業所の損害賠償責任を減じる場合があります。

１０．身体の拘束について

施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止します。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録していきます。

また当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施していきます。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともにその結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ります。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。

（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していきます。

１１．虐待の防止について
当施設では、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、指針を整え次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
（１）職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

（２）虐待防止検討委員会を設置しています。

（３）適切に実施するための担当者は虐待防止検討委員会の職員とします。

（４）サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、基本方針に従いこれを市町村に通報します。

（５）職員が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、職員が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

１２．衛生管理について
エリム事業所において、感染が発症し又はまん延しないように次の各号掲げる措置を講じます。

（１）施設における感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

（２）施設における感染症の予防及びまん延のための指針を整備します。

（３）施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

１３．業務継続計画の策定について
エリム事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。

２　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

３　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１４.施設利用の留意事項
（１）面会について

特に制限はありません。
但し、8時30分から19時以外の時間は防犯のため、施錠しておりますのでインターホンでお呼び出しください。また、他の利用者の休養の妨げとなる場合はご遠慮いただくこともあります。

（２）喫煙について
施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

１５.個人情報の利用目的

社会福祉法人　慈愛会では、利用者様の尊厳を守ると共に安全管理に配慮しております。お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおりとさせていただきます。

【利用者様への介護サービスに必要な利用目的】

・事業所内部での利用目的

１．利用者様に提供する介護サービス
２．介護保険事務
３．入退所等の管理
４．会計・経理
５．苦情・事故等の報告
６．当該利用者様への介護サービスの向上
７．学生の実習等への協力
８．ボランティア活動への協力
９．サービス向上を目的とした事例研究
10．その他、利用者様に係わる管理運営業務

・他の事業所等への情報提供を伴う利用目的

１．他の介護保険施設、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、病院診療所との連携（サービス担当者会議等）及び照会への回答
２．利用者様の健康管理にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
３．検査業務の委託、その他の委託業務
４．ご家族等への心身の状況説明
５．介護保険事務のうち審査支払機関へのレセプトの提出
６．審査支払機関または保険者からの照会への回答
７．損害保険等に係る保険会社等への相談または届出等

・上記以外の利用目的

１．医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
２．外部監査機関への情報提供
３．安全確認や事故防止のための居室等の氏名の掲示
４．電話や面会での所在の回答
５．事業所内での写真、作品等の掲示

上記のうち、同意頂けない事項がある場合にはその旨お申し出下さい。お申し出のない事項に関しては同意頂けたものとしてお取り扱いさせて頂きますが、いつでも変更は可能です。

令和　　年　　月　　日

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

短期入所生活介護
説明者職名　生活相談員　　氏　名　　印

私は（ご契約者）、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

契約者氏名　　印

私は、下記の理由により契約者に代わり上記署名を行いました。
私は、契約者本人の同意を確認しました。

家族等住所

家族等氏名　　印

署名を代行した理由

交付年月日　令和　　年　　月　　日